

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年4月5日（平成30年（行個）諮問第65号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行個）答申第81号）

事件名：本人に対する療養補償給付の不支給決定に係る調査結果復命書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が、平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の5欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年11月29日付け東労発総個開第29-604号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

労災の審査請求の資料として自分の主張を話すために、マスキング部分を確認したいため。

別紙のように、資料として集めたものを確認せず、関連する法律を理解されてないと思われる解釈をしているため（別紙省略）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件審査請求の経緯

ア 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年10月4日付けで、処分庁に対して、法13条1項の規定に基づき、「請求者が、平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に係る開示請

求を行った。

イ これに対して、処分庁が平成29年11月29日付け東労発総個開第29-604号により部分開示決定（原処分）を行ったところ、請求者がその取消しを求めて、平成30年1月5日付け（同日受付）で審査請求を提起したものである。

（2）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（3）理由

ア 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、「請求者が、平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」である。

イ 不開示情報該当性について

（ア）法14条1号の不開示情報

別表中、文書番号6の③の不開示部分は、請求者の診療内容に関する情報等であり、開示することにより請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるため、法14条1号に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（イ）法14条2号の不開示情報

a 別表中、文書番号1の①、2、3、5の①、6の①、7の①、9の①、12の①、13の①、14の①、21、29の①及び33の不開示部分は、請求者以外の自署、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号1の②、5の②、6の②、6の③、7の②、12の②、13の②及び14の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。聴取内容等に関する情報が開示された場合には、被聴取者等が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法14条2号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(ウ) 法14条3号イの不開示情報

- a 別表中、文書番号4及び7の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造により悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。
- b 別表中、文書番号16、22、23、29の②、32、33、37及び38の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしていない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求者等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(エ) 法14条7号柱書きの不開示情報

- a 別表中、文書番号1の②、5の②、6の②、6の③、7の②、12の②、13の②及び14の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官等が本件労災請求に係る処分を行うにあたり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容等である。これらの聴取内容等が開示された場合には、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあることは、上記ア(イ)で既に述べたところである。

加えて、これらの情報を開示するとした場合、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述することをちゅうちょし、労災請求者側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがある。したがって、聴取内容等に関する情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、これらの聴取内容等は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

- b 別表中、文書番号16、22、23、29の②、32、33、

37及び38の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場が一般に公にしている内部情報である。これらの情報が開示された場合には、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあることは、上記イ（イ）で既に述べたところである。

さらに、これらの情報は、守秘義務により担保された労災補償行政に対する信頼に基づき、当該事業場に理解と協力を求めた上で得られたものであるから、当該情報を開示とした場合には、このことを知った事業場だけでなく関係者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要な事実関係を把握することが困難となる。したがって、事業場の内部情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号柱書きに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（4）結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表中「不開示を維持する部分」欄に掲げる情報については、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

2 補充理由説明書

法43条1項の規定に基づき、平成30年4月5日付け厚生労働省発基0405第2号により諮問した平成30年（行個）諮問第65号に係る諮問庁理由説明書（以下「理由説明書」という。）について、不開示情報該当性等について補充・修正して説明する。

（1）諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、理由説明書において法の適用条項を法14条1号、2号、3号イ及び7号柱書きに該当すると説明したところ、このうち同条3号イに該当する部分の一部を同条7号ホに改める。

（2）理由説明書の修正について

理由説明書の一部を以下のとおり修正・追加する（下線が修正・追加部分である。）。

（ウ）法14条3号イの不開示情報

a（削除）別表中、文書番号4及び（削除）7の③の不開示部分は、特定事業場等の印影である。印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これらの情報が開示された場合には、偽造に

より悪用されるおそれがある等、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

b 別表中、文書番号16、22、23、29の②、32、33、37及び38の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしてい
ない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法14条3号イに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。（削除）

(オ) 法14条7号ホの不開示情報（追加）

別表に記載した情報のうち、文書番号4、16、22、23、29の②、32、33、37及び38の不開示部分は、特定事業場の業務内容に関する情報等であり、当該事業場等が一般に公にしてい
ない内部情報である。事業場の内部情報が開示された場合には、当該事業場が、当該内容に不満を抱いた労災請求人等から不当な干渉を受けることが懸念され、当該法人の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあることから、法14条7号ホに該当するため、これらの内部情報は原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（追加）

(3) 理由説明書別表の修正等について

(下線部分が追加・修正部分)

文書 番号	対象文書名	不開示を維持する部分	不開示情報 法14条該当号				
			1 号	2 号	3 号 イ	7 号 柱 書き	7 号 ホ
4	適用情報検索帳 票	1頁の不開示部分			⊖		⊖
16	使用者報告書	3頁ないし12の頁不開 示部分			⊖	○	⊖
22	座席表	1頁の不開示部分			⊖	○	⊖
23	見取図等	1頁の不開示部分			⊖	○	⊖
29	時間外勤務及び	②1頁ないし3頁の不開			⊖	○	⊖

	休日勤務に関する協定等	示部分，5頁の枠内の不開示部分及び当事者の選出方法の不開示部分					
3 2	人事記録	1頁ないし4頁の不開示部分			⊖	○	○
3 3	勤務時間記録	1頁ないし28頁の不開示部分（ただし各頁の「部署計」を除く。）		○	⊖	○	○
3 7	労働保険料申告書・納付書	2頁ないし13頁の不開示部分			⊖	○	○
3 8	事業場提出資料	1頁の不開示部分			⊖	○	○

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月19日 審議
- ④ 同年6月14日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年7月9日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 同月26日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が、平成29年特定月日付けで、特定労働基準監督署から不支給決定を受けた労災請求に係る、不支給決定理由がわかる調査結果復命書文書一式。」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表の1欄に掲げる文書番号1ないし文書番号38に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条1号、2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条1号、2号、3号イ並びに7号柱書き及びホに該当し、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとしていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の5欄に掲げる部分）について
ア 通番1について

当該部分は、審査請求人が勤務していた独立行政法人等である特定事業場の関係者の職名であり、氏名と一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、当該独立行政法人等の職員の職務の遂行にかかる情報であることから、同号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

イ 通番3について

当該部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が聴取した審査請求人以外の個人の属性に関する一般的な記述であり、法14条2号の個人に関する情報に該当するとは認められない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番11及び通番22について

通番11は、審査請求人が受診していた医療機関名及び医師の氏名であり、通番22は、審査請求人が勤務していた職場の同僚等の氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が承知している情報であると認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

エ 通番25について

当該部分は、審査請求人以外の第三者の肩書き及び氏名であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人の勤務期間中に、労働者に周知されるべき協定書に記載された氏名等であり、審査請求人が知り得ることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当せず、開示すべきである。

オ 通番21について

当該部分は、審査請求人の発病直近の健康診断結果の一部であり、原処分において開示されている情報と同一の内容であると認められ、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該独立行政法人等の

企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番23, 通番24及び通番27について

通番23は、審査請求人が勤務する特定事業場の所属部署の座席表であり、通番24は、審査請求人が勤務する作業場所の見取図及び写真であり、通番27は、審査請求人の人事記録であり、審査請求人が知り得る情報であると認められることから、これらを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

キ 通番26について

当該部分は、審査請求人の勤務期間中に適用されていた時間外勤務及び休日勤務に関する協定書の内容であるが、時間外勤務及び休日勤務に関する協定は、使用者に労働者に対する周知義務が課せられていることから、これを開示しても、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 法14条2号該当性について

(ア) 通番1には、「事業場(所属部署)内における当該労働者の位置づけ」欄の、特定事業場の関係者の氏名が記載されており、かつ、聴取実施者には○印が付記されている。

聴取実施者の氏名及び聴取実施者であることを示す○印の有無は、一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番14は、特定健康保険関係団体の担当者等の肩書き及び氏名であり、通番15、通番17及び通番19は、特定労働基準監督署

の担当調査官が審査請求人以外の個人から聴取した際の聴取書に記載された被聴取者の住所、職業、氏名、生年月日、電話番号、署名及び印影であり、被聴取者等ごとに一体として法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は、個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番4は、診療担当者及び調剤担当者の署名及び印影であり、通番8は医師の署名及び印影であり、通番11は、医師等の署名、印影、肩書き及び姓であり、通番25は、時間外勤務及び休日勤務に関する協定書の使用者側及び労働者側の代表者の署名及び印影であり、それぞれ法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

個人の署名及び印影については、当該個人の氏名を審査請求人が知り得るとしても、署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないため、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番6は、地方労災医員の署名及び印影であり、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものに該当する。

地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、開示することとされている。

しかしながら、署名及び印影についてまで開示する慣行があるとは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ該当性について

通番13は、特定事業場の印影及び割印であり、当該印影及び割印は当該文書が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものとして、それにふさわしい形状をしているものと認められ、これを開示すると、当該事業場等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条7号ホ該当性について

通番5は、一般に公にしていらない特定事業場の内部管理情報であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められず、これを開示すると、取引関係や人材確保の面等において、当該独立行政法人等の企業経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号ホに該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条2号及び7号柱書き該当性について

(ア) 通番2及び通番7について

- a 当該部分のうち、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した被聴取者の肩書き及び氏名は、法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められず、当該部分は一体として個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

- b その余の部分は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容及び医師の意見であり、これらを開示すると被聴取者等が、労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ、被聴取者自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし、労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当で

ある。

(イ) 通番 9 及び通番 12 は、医師の意見であり、通番 16、通番 18 及び通番 20 は、特定労働基準監督署の担当調査官が審査請求人以外の第三者から聴取した内容であり、上記(ア) b と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法 14 条 7 号柱書き及びホ該当性について

(ア) 通番 21 及び通番 30 は、特定事業場が特定労働基準監督署に提出した審査請求人に関する見解等であり、これを開示すると、当該事業場だけでなく関係事業者の信頼を失い、労災認定の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり、労働基準監督機関が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同号ホについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 29 は、特定事業場が特定労働基準監督署へ提出した一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められることから、上記ウと同様の理由により、法 14 条 7 号ホに該当し、同号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法 14 条 1 号、2 号及び 7 号柱書き該当性について

通番 10 は、医師の意見書に添付された資料であり、上記エ(ア) b と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、同条 1 号及び 2 号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

キ 法 14 条 2 号並びに 7 号柱書き及びホ該当性について

通番 28 は、審査請求人以外の第三者の勤務時間記録であり、一般に公にしていない特定事業場の内部管理情報であると認められ、上記ウと同様の理由により、法 14 条 7 号ホに該当し、同条 2 号及び 7 号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求人は、特定労働基準監督署長による労災保険給付の不支給決定を不服として、東京労働者災害補償保険審査官に対し、労働者災害補償保険法に基づく審査

請求を提起しており、原処分後に、上記労災保険給付に係る審査請求事件について、東京労働者災害補償保険審査官による決定がなされ、審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書の内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書の送付により、当該決定書記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条1号、2号、3号イ及びロ、5号並びに7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が同条1号、2号、3号イ並びに7号柱書き及びホに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の5欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びホに該当すると認められるので、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、別表の5欄に掲げる部分は、同条2号並びに7号柱書き及びホのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 文書番号 及び文書名		2 通 番	3 不開示を維持す る部分	4 法14条該当 号					5 開示す べき部分
文 書 番 号	文 書 名			1 号	2 号	3 号 イ	7 号 柱 書 き	7 号 ホ	
1	精神障害 の業務起 因性判断 のための 調査結果 復命書	1	① 4 1 頁の不開示部 分		○				1 枠目 1 行 目, 2 枠目 1 行目及び 3 枠目 4 行 目
		2	② 2 頁ないし 5 頁の 不開示部分, 7 頁な いし 9 頁の不開示部 分, 1 1 頁ないし 3 4 頁の不開示部分及 び 3 6 頁ないし 3 9 頁の不開示部分		○		○		なし
2	資料一覽 ①	3	1 頁 1 1 行目 3 文字 目ないし 8 文字目, 1 2 行目 3 文字目な いし 8 文字目及び 1 3 行目 3 文字目ない し 8 文字目		○				全て
3	療養補償 給付たる 療養の費 用請求書 等	4	1 頁の診療担当者の 印影並びに 3 頁の診 療担当者及び調剤担 当者の署名及び印影		○				なし
4	適用情報 検索帳票	5	1 頁の不開示部分					○	なし
5	意見書等 ①	6	① 2 頁の労災医員の 署名及び印影		○				なし
		7	② 2 頁 2 9 行目 1 7 文字目ないし 3 5 文		○		○		なし

			字目， 30行目 13 文字目ないし 31行 目 23文字目及び 3 頁の不開示部分					
6	意見書等 ②	8	① 1頁の医師の署名 及び印影		○			なし
		9	② 1頁の医師意見部 分の不開示部分及び 2頁の不開示部分		○		○	なし
		10	③ 3頁ないし 9頁の 不開示部分	○	○		○	なし
7	意見書等 ③	11	① 1頁の医師の署名 及び印影， 23頁な いし 25頁の不開示 部分， 27頁の不 開示部分， 32頁な いし 35頁， 38頁， 40頁， 45頁， 4 8頁， 51頁及び 5 4頁の医師の署名及 び印影， 57頁及び 63頁の医師の印影 並びに 82頁の医師 の署名及び印影		○			27頁の不 開示部分
		12	② 1頁， 2頁及び 8 2頁の医師意見部 分の不開示部分並び に 83頁の不開示部分		○		○	なし
		13	③ 1頁の事業場の印 影及び割印， 2頁の 割印， 3頁の事業場 の印影， 32頁及び 34頁の事業場の印 影及び割印， 35頁 の事業場の印影， 3 8頁及び 40頁の事 業場の印影及び割				○	なし

			印, 45頁の事業場の印影並びに48頁, 51頁, 54頁, 57頁及び63頁の事業場の印影及び割印						
8	診療録等	—	なし	—	—	—	—	—	—
9	診療報酬明細書	1 4	1頁の不開示部分		○				なし
10	聴取書①	—	なし	—	—	—	—	—	—
11	聴取書②	—	なし	—	—	—	—	—	—
12	聴取書③	1 5	① 1頁の住所, 職業, 氏名及び生年月日の数字部分並びに16頁8行目の署名及び印影		○				なし
		1 6	② 1頁9行目ないし16頁7行目(ただし項番を除く。)		○		○		なし
13	聴取書④	1 7	① 1頁の住所, 職業, 氏名及び生年月日の数字部分並びに13頁9行目の署名及び印影		○				なし
		1 8	② 1頁9行目ないし13頁8行目(ただし項番を除く。)		○		○		なし
14	電話聴取書	1 9	① 1頁の職業, 氏名及び電話番号		○				なし
		2 0	② 1頁9行目ないし3頁21行目(ただし項番を除く。)		○		○		なし
15	申立書等	—	なし	—	—	—	—	—	—
1	使用者報	2	3頁ないし12頁の				○	○	5頁の18

6	告書	1	不開示部分						行目4文字目ないし10文字目及び14文字目ないし19文字目
17	資料一覧②	—	なし	—	—	—	—	—	—
18	概要	—	なし	—	—	—	—	—	—
19	組織図①	—	なし	—	—	—	—	—	—
20	組織図②	—	なし	—	—	—	—	—	—
21	組織図③	22	1頁の氏名欄の不開示部分		○				全て
22	座席表	23	1頁の不開示部分				○	○	全て
23	見取図等	24	1頁の不開示部分				○	○	全て
24	業務分担表	—	なし	—	—	—	—	—	—
25	業務マニュアル	—	なし	—	—	—	—	—	—
26	就業規則	—	なし	—	—	—	—	—	—
27	給与規則	—	なし	—	—	—	—	—	—
28	休暇等規則	—	なし	—	—	—	—	—	—
29	時間外勤務及び休日勤務に関する協定等	25	① 4頁の署名及び印影並びに5頁の労働者側代表者の所属及び氏名		○				5頁の労働者側代表者の所属及び氏名
		26	② 1頁ないし3頁の不開示部分並びに5頁の枠内の不開示部				○	○	全て

			分及び当事者の選出 方法の不開示部分						
3 0	履歴書	—	なし	—	—	—	—	—	—
3 1	労働者名 簿	—	なし	—	—	—	—	—	—
3 2	人事記録	2 7	1 頁ないし 4 頁の不 開示部分				○	○	全て
3 3	勤務時間 記録	2 8	1 頁ないし 2 8 頁の 不開示部分（ただし 各頁の「部署計」を 除く。）		○		○	○	なし
3 4	賃金台帳	—	なし	—	—	—	—		—
3 5	健康診断 個人票	—	なし	—	—	—	—		—
3 6	健康保険 資格証資 料	—	なし	—	—	—	—		—
3 7	労働保険 料申告 書・納付 書	2 9	2 頁ないし 1 3 頁の 不開示部分				○	○	なし
3 8	事業場提 出資料	3 0	1 頁の不開示部分				○	○	なし